

江東区立八名川小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等による「八名川小学校いじめ問題対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合には、臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 各教科・領域において、知識詰め込み（教え込み）型の授業ではなく、自分で課題を見つけ、自分で課題解決するような授業展開を行う。
- 少人数加配教員やこうとう学びスタンダード強化講師を活用することにより、少人数指導の充実を図り、児童一人一人に寄り添えるような授業を展開する。
- 会議や打合せ等を精選することにより、放課後の補習時間を確保する。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- どの教師も同じように「いじめは見逃さない」「いじめは決して許さない」という態度を示し、児童に対して、毅然とした対応をする。（共通理解）
- 本校の教育目標の一つである「思いやりのある子」の育成を目指し、家庭や地域と連携を図りながら、どの子にも豊かな心を身に付けさせる。

- (3) 体験活動の充実……他者とかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 縦割り班活動を充実させ、異学年の交流をもつことにより、上学年の児童が下学年の児童のことを考えて行動したり、善悪の判断を教えてあげたりする活動を取り入れる。
- 主に総合的な学習において、実際に体験したり、取材したり、まとめたことを異学年に発表したりする活動を通して、コミュニケーション能力を身に付けさせる。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気付かせる活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 朝や帰りの会の時間を使って、友達の良いところを発表したり、その日に活躍した児童を賞賛したりすることで、お互いの良さを認め合える雰囲気作りに努める。
- 日頃から、児童に対して、マイナス要素についての声かけばかりに偏らないよう、なるべくプラス要素に対する声かけができるように心がける。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】

- セーフティ教室等の機会を利用して、インターネットにおけるマナーや陥りやすい問題等について、児童が学ぶ機会を設ける。(特に高学年児童において)
- 児童のみならず、保護者への啓蒙も必要であるため、保護者会等で、こどものインターネット使用についての話題に触れ、モラルの向上に努める。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- いじめに関するアンケートをもとに、些細な内容に関しても、担任が児童との話し合いをもち、一つ一つを解決していくことで、児童が安心して学校生活を送れるように配慮する。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 5年生の全員面接を通して、児童とスクールカウンセラーとの距離を縮め、気軽に相談できる環境を整える。
- 担任だけでなく、どの教員も、児童が相談できるような雰囲気作りに努める。
- なるべく、登校後・休み時間・給食時間・放課後等の時間を活用して、こどもが話しかけられるような環境を作る。

- (3) 連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】

○プラスの内容は連絡帳に書くことで家庭に知らせ、マイナスの内容については電話で話すか、直接会って話すことにより、誤解を招くことがないように配慮し、信頼関係を築いていく。

- (4) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】

○スクールカウンセラーを講師に研修を行うことにより、児童の行動観察の仕方や気になる行動に対する対応の仕方等を学び、いじめの未然防止及び早期発見に努める。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校の下に学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。